

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
B

第1 設問

1 Y2の将来の給付の訴えは認められるが、給付の訴えは、紛争解決の実効性の観点から、原則として現在の給付の訴えにしか認められない。

5 例外的に、将来の給付の訴えは、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り」(民事訴訟法135条、以下法名は省略する)認められる。

2. あらかじめその請求をする必要がある場合とはどのような場合をいうのか。

10 将来発生する権利を現在相手方が否定する場合は、権利救済の観点から事前に争う必要性がある。

また、権利が生じる蓋然性が高く、仮に権利が消失しても、相手方がその対応を予測でき、
15 不利益が小さい場合には、あらかじめの請求をすることを認めることも許される。

したがって、①将来発生する権利を相手方が否定していて、②権利が発生する蓋然性が高く、それが失われとも相手方に不利益が小さいといえる
20 場合は、あらかじめその請求をする必要がある場合であると解する。

3. 本件では、XはAから受け取った120万円は礼金であって敷金ではないと主張している。Xは敷金返還請求権は発生しないと争っていること
25 になる(①)。

Xは、甲建物は修繕の必要性はないと述べているので、敷金として預けたお金が返ってくる

③
①
②

蓋然性は高い。仮に明渡し時に修繕を要することになったとしても、Xは修繕費用と敷金が差し引けばよいだけで、請求異議の訴え(民事執行法35条1項)をすれば対応できる。
このことはXは予測できる対応で負担も大くないので不利益は小さいといえる(②)。

したがって、本件ではあらかじめその請求をする必要がある場合であるといえる。

4. 以上より、Y2の将来給付の訴えは適法である。

第2. 設問2

1. 確認対象

Y2は明渡し時に敷金返還請求権が発生していれば、それを請求したいと望んでいる。これに対し、Xは、Aから差し入れられた120万円は敷金ではないと主張している。

そこで、Y2としては、将来請求権が発生する前提として、Aが差し入れた120万円が敷金であることを確認対象として確認の訴えを提起すべきである。

2. 確認の利益

(1) 確認対象は無制限に存在するので、紛争の解決の实效性~~等~~、訴訟経済の観点から、確認の利益がある訴えだけが適法な訴えとなる。

確認の訴えの利益は①方法を選択することの適切性、②確認対象の適切性、③即時確定の必要性に従って判断する。

(2) ①方法選択の適切性

確認の訴えは執行力がないので、紛争解決

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書練成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

	の実効性の観点から、給付の訴えが得る場合にはそれによるべきである。
5	本件では、敷金返還請求権が発生するのは建物の明渡し時であるので、現時点で給付の訴えを提起することはできない。
	したがって、確認の訴えの方法を選択することは適切である。
	イ. ② 確認対象の適切性。
10	確認対象は現在の権利関係であることが求められる。過去の権利関係の確認では紛争解決の実効性が原則認められないからである。
	本件の確認対象は現在、Xが預け取った120万円が敷金であるかどうかであり、現在の権利関係である。
15	したがって、確認対象として適切である。
	ウ. ③ 即時確定の必要性
20	Xは、Aから受け取った120万円は敷金ではないと主張しているので、甲建物明渡し後に紛争が生じる可能性は高い。
	したがって、先に紛争を解決しておく必要性は高く、即時確定の必要性はある。
	以上より、方法選択、確認対象は適切であり、即時確定の必要性も認められる。
25	(3). 以上より、本件の訴えには、確認の利益が認められる。
	以上

6

7

8

- ① 一般的には、「法名」ではなく「法令名」とした方が良いと思います。
- ② 理由づけがしっかりできています。
- ③ 具体的にはどういう意味でしょうか。抽象的な用語については、なるべく具体的な説明を心がけると良いと思います。
- ④ 検討の仕方としては合っており筋の通った論述だと思います。ただ、実務的な感覚からすると、敷金の返還額を請求異議訴訟で争わせるというのは貸主側に酷であって敷金の担保としての効力を弱めすぎるように思われました（極端な話として、明渡時に滞納金があったとしても債務名義（判決）があれば元借主はいったんは強制執行までできてしまいます。そこまでいかなくても、修繕が必要な箇所が仮にあったとしても、元借主は修繕義務がないと主張していったんは強制執行までできてしまうので、貸主側としては敷金からの控除を事実上できなくなってしまうように思います。）。
- ⑤ 簡潔に要件を示せていると思います。
- ⑥ 理解されていると思うのですが、設問1で将来給付の訴えが可能とした場合には、当然確認の訴えは認められません（設問2は、予備的な請求と考えられるので、今回は問題ないと思います。）。
- ⑦ この場合の請求の趣旨（判決主文）はどのようなものになるでしょうか。また、検討された請求の趣旨と、判例（最判平成11年1月21日民集53巻1号1頁）が認めた事案における請求の趣旨との比較も行ってみてください。
- ⑧ 貸主が敷金かどうかを争っている以外に、即時確定の利益としてどのような要素が問題となり得るかという点については、たとえば『最高裁判所判例解説民事編平成11年度（上）』9頁以下などを参照して勉強してみてください。

以上

